

○北杜市景観条例施行規則

平成23年3月25日

規則第4号

改正 平成28年3月23日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、北杜市景観条例（平成23年北杜市条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(工作物)

第3条 条例第2条第1項第3号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 垣、柵、塀その他これらに類するもの
- (2) 電線類、電柱、鉄塔、アンテナその他これらに類するもの
- (3) 煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像その他これらに類するもの
- (4) 遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの
- (5) 事業用太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く。）出力10キロワット以上のもの

(景観形成推進地区の指定)

第4条 条例第11条第1項の規定による景観形成推進地区の指定の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 景観計画に示す景観形成推進ゾーンに含まれ、良好な景観の形成が望まれる地区であること。
- (2) まちづくりに関するプロジェクトの実施又は計画がされている地区であること。
- (3) 市民の発意により、景観まちづくりに関する取組が行われている地区であること。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定)

第5条 条例第13条第2項及び第15条第2項の規定による通知は、北杜市景観

重要（建造物・樹木）指定通知書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第13条第2項及び第15条第2項に規定する標識は、様式第2号によるものとする。

3 前項の標識については、当該景観重要建造物及び景観重要樹木の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、付近の見やすい場所に設置するものとする。

（届出対象行為の届出）

第6条 条例第19条第1項の規定により届出をしようとする者は、その行為に着手しようとする日の30日前までに景観計画区域内行為（変更）届出書（様式第3号）に当該行為の種類に応じて別表第1に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要と認めるときは、前項に規定する添付書類以外の書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定により市長に提出する届出書及び添付書類は、正副2部とする。

4 前3項の規定は、その届出をした行為の内容の変更について準用する。

（景観形成基準）

第7条 条例第22条及び第24条の規則で定める景観形成基準は、別表第2に定めるとおりとする。

（勧告及び命令）

第8条 景観法（平成16年法律第110号）第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。

2 景観法第17条第1項及び第5項の規定による命令は、変更命令書（様式第5号）により行うものとする。

（届出対象行為に係る通知書）

第9条 条例第26条の規定による通知は、適合（非適合）通知書（様式第6号）により行うものとする。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日規則第 3 号）

この規則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

届出対象行為	必要な添付書類（図書）	
	種類	明示すべき事項等
建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更	位置図	方位、道路又は目標となる地物及び行為の位置
	配置図	(1) 縮尺、方位並びに敷地の形状及び寸法 (2) 敷地の境界及び建築物又は工作物の位置 (3) 敷地に接する道路の位置及び幅員 (4) 道路境界線及び隣接境界線から建築物又は工作物までの距離 (5) 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 (6) 擁壁、垣、柵、塀等の高さ、長さ及び色彩
	平面図・立面図	(1) 縮尺、寸法、材料の種別及び仕上げの方法 (2) 色彩（低彩度の色彩の色見本の添付又はマンセル記号による表示、色見本に近い色での着色） (3) 擁壁、垣、柵、塀等の高さ、長さ及び色彩
	現況写真	(1) 行為地及び周辺の状況を表すもの 2、3箇所（道路面から全体が分かるもの） (2) 写真を撮った位置
	着色した完成予想図	完成後の色彩イメージが分かるもの
土地の形質の変更	位置図	方位、道路又は目標となる地物及び行為の位置
	配置図	(1) 方位、当該行為地及び土地利用状況 (2) 隣接する道路の位置及び幅員
	計画図	方位、行為後の土地利用計画及び緑化計画
	断面図	行為の前後における土地の縦断図及び横断図
	現況写真	(1) 行為地及び周辺の状況を表すもの 2、3箇所（道路

		面から全体が分かるもの) (2) 写真を撮った位置
鉱物の掘採又は 土石の類の採取	位置図	方位、道路又は目標となる地物及び行為の位置
	配置図	(1) 方位、当該行為地及び土地利用状況 (2) 隣接する道路の位置及び幅員
	計画図	方位、行為後の土地利用計画、事後措置及び緑化計画
	断面図	行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図
	現況写真	(1) 行為地及び周辺の状況を表すもの2、3箇所（道路 面から全体が分かるもの） (2) 写真を撮った位置
屋外における土 石、廃棄物、再 生資源その他の 物件の堆積	位置図	(1) 方位、道路又は目標となる地物及び行為の位置 (2) 写真を撮った位置
	配置図	(1) 縮尺、方位並びに敷地の形状及び寸法 (2) 土石、廃棄物、再生資源その他の物品の集積 (3) 遮蔽の位置、種類、構造又は規模 (4) 敷地に接する道路の位置及び幅員 (5) 隣接地との高低差 (6) 付近の土地利用の現況
	現況写真・撮 影位置図	(1) 行為地及び周辺の状況を表すもの2、3箇所（道路 面から全体が分かるもの） (2) 写真を撮った位置
木竹の伐採	位置図	方位、道路又は目標となる地物及び行為の位置
	配置図	(1) 縮尺、方位並びに敷地の形状及び寸法 (2) 敷地の境界 (3) 敷地に接する道路の位置及び幅員 (4) 既存の木竹の位置、種類、高さ及び数量 (5) 伐採する木竹の位置、種類、高さ及び数量
	計画図	行為後の土地の利用計画並びに緑化及び植栽の方法

	現況写真	(1) 行為地及び周辺の状況を表すもの2、3箇所（道路面から全体が分かるもの） (2) 写真を撮った位置
	その他	市長が必要と認める図書等

別表第2（第7条関係）

(1) 田園集落景観形成地域

届出対象行為の種類	配慮項目		景観形成基準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更を伴う修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	配置		1 敷地の許す範囲内で、道路・隣地境界線からできるだけ後退し、沿道及び隣地相互に空間を確保する。 2 敷地内に大径木若しくは良好な樹林、樹木若しくは河川、水辺等がある場合又は山並みへの良好な眺望が得られる場合には、これらを生かせる配置とする。 3 建築物はできるだけ目立たないような位置に配置し、周辺の山々の眺望を阻害しないよう努める。
		外観	規模
		形態 意匠	1 自然と調和した形態及び意匠となるよう工夫する。 2 屋根の形状を勾配屋根とするなど、周囲の景観との調和に努める。 3 外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、でき

		<p>るだけ突出感及び乱雑な感じを与えない意匠とする。</p> <p>4 屋外階段、ベランダ等は、建物本体と調和するよう配慮する。</p>
色彩等	1	<p>外壁及び屋根は、低彩度で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の樹林農地及び集落の景観に調和した色調とする。</p> <p>・基調となる色彩は、原則として彩度は2以下とする。ただし、赤系(R)、黄系(Y)又は橙系(YR)の色相で、明度が4以下のものについては、彩度を4以下とする。</p>
	2	<p>使用する色数は、できるだけ少なくなるよう努める。</p>
	3	<p>照明を行う場合は、設置場所の周辺の環境に留意し、過度なものとならないよう留意する。</p>
	4	<p>光源で動きのあるものは、原則として避ける。</p>
材料	1	<p>外観及び外構には、自然景観及び周辺景観と違和感のあるような材料をできるだけ避け、地域特有の材料又は天然の材料をできる限り用いるものとする。</p>
	2	<p>周辺景観と調和し、耐久性及び耐候性に優れた材料を使用する。</p>
	3	<p>鏡面等の反射光の強い素材は、極力用いないように努める。</p>
緑化	1	<p>道路及び隣接地から後退してできる空間並びに敷地の周囲及び内部は、極力緑化に努める。</p>
	2	<p>既存の樹木は、可能な限り保存又は移植をし、修景に生かす。</p>
	3	<p>使用する樹種は、周辺の樹林、緑地等又は道路等の公共空間と調和した地域の風土に合ったものとするように努める。</p>
	4	<p>建築物が周辺に与える威圧感、圧迫感等を和らげるよう、樹木の高さ及びその配置等に配慮する。</p>
	5	<p>できる限り敷地の20パーセント以上の緑地面積を確保する。</p>
その他		<p>神社、寺院、遺跡等の文化財、地域のシンボルその他の景観資源に近接する場合は、これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩及び材料について配慮する。</p>

<p>工作物の新築、増築、改築若しくは移</p>	<p>垣、柵、塀の類</p>	<p>1 地域特性を勘案して周囲の景観に配慮する。 2 生垣又は石材、木材等天然の材料をできるだけ用い、これにより難しい場合は、これに準じたものとする。 3 できるだけ低くし、形状、意匠及び色彩は、周辺の景観及び建築物本体に調和したものとする。</p>
<p>転、外観の変更を伴う修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</p>	<p>電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類</p>	<p>1 位置は山岳の景観に配慮し、高さは周囲の樹林を超えないようにする等規模をできるだけ小さくする。 2 電線及びアンテナの類は、できる限り共架に努め、電柱及び鉄塔類の数をできるだけ少なくする。 3 形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとする。 4 色彩については、周辺の景観に配慮した色調を用いる。 5 鉄塔及びアンテナの類は、道路等その他公共の場から見えにくいよう植栽等により遮蔽し、目立たないようにする。 6 鉄塔及びアンテナの類は、敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から5メートル以上後退するものとする。</p>
<p>煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類</p>	<p>山岳又は高原、樹林、農地、集落又は家並み等周辺及び背景となる景観を損なわないことを基本として、建築物に準じたものとする。</p>	<p>1 位置は、道路及び隣地からできるだけ後退させる。 2 高さは、周囲の樹林を超えないようにする等規模をできるだけ小さくする。 3 形状及び意匠は、建築物に準じて周囲の景観と調和したものとなるよう工夫する。 4 色彩、材料、敷地内の緑化等は、建築物に準じるものとする。</p>
<p>遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類</p>	<p>事業用太陽光発電施設（建築物へ設置</p>	<p>1 太陽電池モジュール（太陽光パネル）の色彩は、黒色若しくは濃紺色又は低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。 2 太陽電池モジュールは、低反射で、模様が目立たないものを使用する。</p>

<p>するもの を除く。)</p>	<p>3 太陽光発電施設等の最上部はできる限り低くし、周囲の景観から突出しないように配慮すること。</p> <p>4 太陽電池モジュールの勾配は周囲の景観に調和するように配慮すること。</p> <p>5 太陽電池モジュールのフレームや架台の色彩は、周囲の景観と調和するように配慮し、素材は低反射のものを使用する。</p> <p>6 パワーコンディショナー、分電盤、フェンスなどの附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するように配慮すること。</p> <p>7 尾根線上、丘陵地又は高台などへの設置は避けること。ただし、設置する場合は、稜線を乱さないように土地の形状変更は最小限にとどめ、周囲への景観に違和感のないように配慮すること。</p> <p>8 歩行者及び周辺の景観への影響のあるものは、敷地境界及び道路境界からできる限り後退し、植栽などにより修景すること。</p> <p>9 主要な眺望点や主要な道路から見た場合に、茅ヶ岳・瑞牆山、八ヶ岳、甲斐駒ヶ岳及び富士山などへの景観を阻害しないように配置の工夫や植栽などにより修景すること。</p>
<p>土地の形質の変更</p>	<p>1 土地の形質の変更は、必要最小限に抑えるものとする。</p> <p>2 周辺の地形との調和に配慮するとともに、大きな法面等を生じないように努める。</p> <p>3 法面を必要とする場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木又は草花により緑化する。</p> <p>4 擁壁は、自然に調和した材料、形態及び意匠となるよう修景に工夫し、併せて緑化に努める。</p> <p>5 残地に現存する樹林、樹木、河川、水辺等は、極力保全し、活用するよう努める。</p> <p>6 形質の変更の終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。</p>

鉱物の掘採又は土石の類の採取	<ol style="list-style-type: none"> 1 掘採等は、必要最小限に抑えるものとする。 2 掘採等に当たっては、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置及び方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 3 掘採等の終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化に努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ol style="list-style-type: none"> 1 位置は、道路等その他公共の場からできるだけ離すとともに、規模を必要最小限に抑えるものとする。 2 積み上げに当たっては、できるだけ低くし、周辺の景観を損なわないよう、整然と行うものとする。 3 敷地の周辺は、植栽その他自然と調和した遮蔽措置を講ずるよう努める。
木竹の伐採	<ol style="list-style-type: none"> 1 樹木の保全及び育成を基本として、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 2 既存の高木及び樹姿の優れた樹木は、できるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。 3 道路及び隣地と接する樹木は、できるだけ残す。 4 伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽等）の実施に努める。

(2) 山岳高原景観形成地域

届出対象行為の種類	配慮項目	景観形成基準
建築物の新築、増築、改築	配置	<ol style="list-style-type: none"> 1 敷地の許す範囲内で、道路・隣地境界線からできるだけ後退し、沿道及び隣地相互に空間を確保する。 2 敷地内に大径木若しくは良好な樹林、樹木若しくは河川、水辺等がある場合又は山並みへの良好な眺望が得られる場合には、これらを生かせる配置とする。

<p>若しくは移転、外観の変更を伴う修繕</p>			<p>3 建築物はできるだけ目立たないような位置に配置し、周辺の山々の眺望を阻害しないよう努める。</p> <p>4 敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から5メートル以上後退するものとする。ただし、清里駅前景観形成ゾーンは除く。</p> <p>5 建築物の高さは13メートル以下とする。</p> <p>6 敷地は500平方メートル以上を基本とし、やむを得ない場合はできる限り500平方メートルに近い面積とする。ただし、清里駅前景観形成ゾーンは除く。</p>
<p>若しくは模様替え又は色彩の変更</p>	<p>外観</p>	<p>規模</p>	<p>1 周辺及び背景となる景観との調和に努める。ただし、周辺の状況並びに市長及び地元住民による景観形成のための組織の意見等により、景観形成上支障がない場合については、この限りでない。</p> <p>2 個々の建築物等の規模及び高さは極力抑え、周辺の樹林を超えないようにする。</p> <p>3 周辺の山々の眺望をできるだけ阻害しないようにするとともに、周囲の基調となる景観から著しく突出した印象を与えない規模及び建築物等と敷地とのバランスに配慮する。</p>
		<p>形態 意匠</p>	<p>1 周辺の山々の背景となる山並みのスカイライン、防風林等の樹林、周囲の建築物等の形態との調和に努める。特に、周囲にまとまりのある農地、歴史的なまちなみ、集落地その他の街路景観の整っている地域については、隣地及び周辺との連続性に十分配慮する。</p> <p>2 屋根の形状は、原則として勾配屋根で適度な軒の出を有するものとし、勾配は、背景の山並み及び周辺の建築物等との調和に努める。</p> <p>3 屋上の設備は、外部から見えにくいよう、壁面又はルーバーで覆う等の工夫をする。</p> <p>4 屋外階段、ベランダ、配管類等の付帯設備を露出させないような工夫並びに建築物本体及び周辺景観との調和を図る。</p>

	<p>5 壁面等は、大規模な平滑面が生じないように、陰影等の処理に配慮する。</p> <p>6 周辺の基調となる建築物、工作物等に比べて規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫をし、周辺との調和を図る。</p>
色彩等	<p>1 外壁及び屋根は、低彩度で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の樹林農地及び集落の景観に調和した色調とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色彩は、原則として彩度は2以下とする。ただし赤系(R)、黄系(Y)又は橙系(YR)の色相で、明度が4以下のものについては、彩度を4以下とする。なお、清里駅前景観形成ゾーンについては、彩度、明度の基準は適用しないものとする。 <p>2 使用する色数はできるだけ少なくなるよう努める。</p> <p>3 照明を行う場合は、設置場所の周辺の環境に留意し、過度なものにならないよう留意する。</p> <p>4 光源で動きのあるものは、原則として避ける。</p>
材料	<p>1 外観及び外構には、自然景観及び周辺景観と違和感のあるような材料はできるだけ避け、地域特有の材料又は天然の材料をできる限り用いるものとする。</p> <p>2 周辺景観と調和し、耐久性及び耐候性に優れた材料を使用する。</p> <p>3 鏡面等の反射光の強い素材は、極力用いないように努める。</p>
緑化	<p>1 敷地境界には樹木等を活用し、フェンス、塀等による場合はできるだけ低くし、自然素材を用いる等周辺景観と調和するように配慮する。特に、現状において生垣が形成されている集落の沿道内では、やむを得ない場合を除き、生垣とする。</p> <p>2 駐車場、駐輪場等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努める。</p>

		<p>3 既存の樹木は、可能な限り保存又は移植をし、修景に生かす。</p> <p>4 使用する樹種は、周辺の樹林、緑地等又は道路等の公共空間と調和した地域の風土にあったものとするように努める。</p> <p>5 できる限り敷地の30パーセント以上の緑地面積を確保する。ただし、清里駅前景観形成ゾーンは除く。</p>
	その他	<p>神社、寺院、遺跡等の文化財、地域のシンボルその他の景観資源に近接する場合は、これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩及び材料について配慮する。</p>
工作物の新築、増築、改築	垣、柵、塀の類	<p>1 地域特性を勘案して周囲の景観に配慮する。</p> <p>2 生垣又は石材、木材等天然の材料をできるだけ用い、これにより難しい場合は、これに準じたものとする。</p> <p>3 できるだけ低くし、形状、意匠及び色彩は、周辺の景観及び建築物本体に調和したものとする。</p>
若しくは移転、外観の変更を伴う修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	<p>1 位置は山岳の景観に配慮し、高さは周囲の樹林を超えないようにする等規模をできるだけ小さくする。</p> <p>2 電線及びアンテナの類は、できる限り共架に努め、電柱及び鉄塔類の数をできるだけ少なくする。</p> <p>3 形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとする。</p> <p>4 色彩については、周辺の景観に配慮した色調を用いる。</p> <p>5 鉄塔及びアンテナの類は、道路等その他公共の場から見えにくいよう植栽等により遮蔽し、目立たないようにする。</p> <p>6 鉄塔及びアンテナの類は、敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から5メートル以上後退するものとする。</p> <p>7 高さは、30メートル以下とする。ただし、法令の規定及び公衆に対する危害の防止のため、自然環境に配慮しつつ樹木等との必要な離隔距離を確保しなければならないもの又は市長が景観形成のための組織の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものは、この限りでない。</p>
更	煙突、記念	<p>山岳又は高原、樹林、農地、集落又は家並み等周辺及び背景とな</p>

塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	る景観を損なわないことを基本として、建築物に準じたものとする。
遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	<p>1 位置は、道路及び隣地からできるだけ後退させる。</p> <p>2 高さは、周囲の樹林を超えないようにする等規模をできるだけ小さくする。</p> <p>3 形状及び意匠は、建築物に準じて周囲の景観と調和したものとなるよう工夫する。</p> <p>4 色彩、材料、敷地内の緑化等は、建築物に準じるものとする。</p>
事業用太陽光発電施設 (建築物へ設置するものを除く。)	<p>1 太陽電池モジュール（太陽光パネル）の色彩は、黒色若しくは濃紺色又は低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。</p> <p>2 太陽電池モジュールは、低反射で、模様が目立たないものを使用する。</p> <p>3 太陽光発電施設等の最上部はできる限り低くし、周囲の景観から突出しないように配慮すること。</p> <p>4 太陽電池モジュールの勾配は周囲の景観に調和するように配慮すること。</p> <p>5 太陽電池モジュールのフレームや架台の色彩は、周囲の景観と調和するように配慮し、素材は低反射のものを使用する。</p> <p>6 パワーコンディショナー、分電盤、フェンスなどの附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するように配慮すること。</p> <p>7 尾根線上、丘陵地又は高台などへの設置は避けること。ただし、設置する場合は、稜線を乱さないように土地の形状変更は最小限にとどめ、周囲への景観に違和感のないように配慮すること。</p> <p>8 歩行者及び周辺の景観への影響のあるものは、敷地境界及び道路境界からできる限り後退し、植栽などにより修景すること。</p> <p>9 主要な眺望点や主要な道路から見た場合に、茅ヶ岳・瑞牆山、八ヶ岳、甲斐駒ヶ岳及び富士山などへの景観を阻害しないよう</p>

		に配置の工夫や植栽などにより修景すること。
土地の形質の変更	1 土地の形質変更は、必要最小限に抑えるものとする。 2 周辺の地形との調和に配慮するとともに、大きな法面等を生じないように努める。 3 法面を必要とする場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木又は草花により緑化する。 4 擁壁は、自然に調和した材料、形態及び意匠となるよう修景に工夫し、併せて緑化に努める。 5 残地に現存する樹林、樹木、河川、水辺等は、極力保全し、活用するよう努める。 6 形質の変更の終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。	
鉱物の掘採又は土石の類の採取	1 掘採等は、必要最小限に抑えるものとする。 2 掘採等に当たっては、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置及び方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 3 掘採等の終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化に努める。	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	1 位置は、道路等その他公共の場からできるだけ離すとともに、規模を必要最小限に抑えるものとする。 2 積み上げに当たっては、できるだけ低くし、周辺の景観を損なわないよう、整然と行うものとする。 3 敷地の周辺は、植栽その他自然と調和した遮蔽措置を講ずるよう努める。	
木竹の伐採	1 樹林の保全及び育成を基本として、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 2 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。 3 道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残す。 4 伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽等）	

の実施に努める。

様式第1号(第5条関係)

北杜市景観重要(建造物・樹木)指定通知書

第 号
年 月 日

届出者 住所
(所有者)

氏名 様

北杜市長



景観法第19条第1項(第28条第1項)の規定により景観重要建造物(景観重要樹木)に指定しましたので、同法第21条第1項(第30条第1項)の規定により、次のとおり通知します。

指 定 番 号	指定第 号
指 定 の 年 月 日	年 月 日
指 定 物 件 名	
指 定 物 件 所 在 地	北杜市
指 定 物 件 の 所 有 者 及 び 管 理 者	住所
	氏名
指 定 の 理 由 と な っ た 外 観 ・ 樹 容 の 特 徴	
備 考	

様式第2号(第5条関係)

30cm

北杜市指定景観重要建造物

名 称

指定番号 第 号

指定年月日 年 月 日

北杜市

21cm

30cm

北杜市指定景観重要樹木

樹 種(科名)

指定番号 第 号

指定年月日 年 月 日

北杜市

21cm

様式第3号(第6条関係)

景観計画区域内行為(変更)届出書

年 月 日

北杜市長 様

住 所
氏 名
電話番号



景観法第16条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	北 杜 市			
	景観形成地域の名称			
行為の種類	(1) 建築物	新築、増築、改築、移転		
		外観の模様替え、色彩の変更		
	(2) 工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更		
	(3) 土地の形質の変更			
	(4) 鉱物の掘採又は土石の類の採取			
	(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積			
行為の期間	着手予定 年月日	年 月 日	完了予定 年月日	年 月 日
	設計者等 住 所 氏 名		電 話	
景観形成のために特に配慮した事項				

行為の内容	建築物		届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積				
		建築面積	m ²	m ²	m ²	
		延べ面積	m ²	m ²	m ²	
		最高の高さ	m	m		
		外観変更面積	m ²			
		構造	造 階建て			
		仕上げ材料	屋根 外壁			
		色彩	屋根 外壁			
		用途				
	工作物	種類				
		構造				
		規模	築造面積	m ²		
			高さ	m		
			長さ	m		
			表示面積	m ²		
	色彩					
	土地の形質の変更	目的				
		規模	土地の面積	m ²		
			法面又は擁壁の高さ及び長さ	高さ	m	
	長さ	m				
	鉱物の掘採又は土石の類の採取	目的				
		規模	土地の面積	m ²		
			法面又は擁壁の高さ及び長さ	高さ	m	
	長さ	m				

	屋外における 土石、廃棄物、再生資源 その他の物件 の堆積	目 的				
		種 類				
		規 模	面 積			m ²
			高 さ			m
木竹の伐採		目 的				
		現況木竹面積	m ²	伐採の面積	m ²	
		樹 種		樹 高	m	
		数 量				
変更の概要 (変更届出の 場合のみ記入)	(前回の適合通知番号 第 号)					
※ 助言、指導又は経過						

- 注) 1 行為の内容欄には、該当する部分のみに記入してください。
2 ※欄には記入しないでください。
3 色彩については、日本工業規格Z8721(マンセル表色系)に定める色相、明度及び色彩の値を記入してください。

様式第4号(第8条関係)

勸告書

第 号
年 月 日

届出者 住所
(所有者)
氏名

様

北杜市長



年 月 日付けの届出については、景観法第16条第3項の規定により、必要な措置を講じるよう次のとおり勸告します。

なお、勸告に従わないときは、北杜市景観条例第27条第1項の規定により氏名等を公表することがあります。

届 出 番 号	第 号
行 為 の 場 所	北杜市
行 為 の 種 類	
勸 告 事 項	

様式第5号(第8条関係)

変更命令書

第 号
年 月 日

届出者 住所
(所有者)
氏名 様

北杜市長 印

年 月 日付けの届出については、景観法第17条第1項の規定により、下記の措置をとることを命じます。

なお、命令に違反した場合は、懲役又は罰金に処されることがあります。

届出番号	第 号
行為の場所	北杜市
行為の種類	
行為者	住所
	氏名
設計業者	住所
	氏名
施工業者	住所
	氏名
命令事項	

様式第6号(第9条関係)

適合(非適合)通知書

第 号
年 月 日

届出者 住所
(所有者)

氏名 様

北杜市長

印

年 月 日付けで届出のあった行為については、適合する(非適合)と認められましたので、北杜市景観条例第26条の規定により、次のとおり通知します。

届出番号	第 号
行為の場所	北杜市
行為の種類	
適合条件 (非適合の場合は、指導内容)	
備考	